

学校法人常翔学園学術研究倫理憲章

制定 2014年3月13日

学園380

改正 2017年9月11日

学校法人常翔学園(以下「学園」という)は、教育基本法および学校教育法に基づき、学園の建学の精神である「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」に沿って、真理を探究し、水準の高い研究成果を生み出すことにより、新たな知を創造する学術研究の拠点としての使命を誠実に果たす。すなわち、学園の学術研究が、高い知性と豊かな情操を兼ね備えた現場で活躍できる専門職業人を育成し、社会からの信頼と負託を前提に成り立つことを真摯に受け止め、我が国の高等教育機関としてふさわしい責任意識をもってなされるべきであると考えている。

したがって、学園は、学園において学術研究に携わるすべての者が遵守すべき具体的行動指針として学校法人常翔学園学術研究倫理憲章をここに定め、学園の学術研究に携わるすべての者は、この憲章を遵守することを誓約する。

- 1 学園は、学術研究を通じて、現代社会の諸問題に取り組み、それら諸問題の解決および新たな学術文化の振興に寄与する。
- 2 学園は、国内外関係諸法令および学内諸規定を遵守し、社会的な良識を以って学術研究を遂行する。
- 3 学園は、学術研究の公正性、透明性を重視し、その成果を中立性、客観性をもって適切に発信することにより、時代や社会の信頼に応える。
- 4 学園は、学術研究に係る研究費が多くの人々の期待と信頼の下に社会から負託されたものであることを認識し、学術研究資金の適切な管理および運用に努める。
- 5 学園は、学術研究に関与するすべての人々の尊厳を重んじ、個人情報保護に努める。また、動物愛護にも配慮する。
- 6 学園は、学術研究を遂行するにあたり、差別やハラスメント行為が生じることがないよう努める。
- 7 学園は、研究倫理に関わる教育・研修、研究環境の改善・整備等に努め、社会からの信頼に応える環境づくりに努める。

付 則

この憲章は、2014年3月13日(2017年9月11日改正)から施行する。